

## 「市民福祉のつどい」企画運営業務の質問に対する回答

番号	質問内容	回答
1	仕様書4(1)(2)に「開催日」「開催場所」の指定があるが、より趣旨に沿った効果的な方法がある場合、それらを変更する提案を行うことは可能か。また、変更が可能な場合、現在記載されている会場をキャンセルすることは可能か。	仕様書に定める開催日・開催場所を変更することはできません。ただし、仕様書に定める開催日・開催場所以外にも拡大してイベントを実施することは可能です。拡大して実施する場合に必要な施設の予約・協議等につきましては、受託者にて行ってください。
2	仕様書5(2)③に「会場施設の火気の取扱いや敷地内への車両の乗り入れ等については、事前に施設管理者と協議を行うこと。」とあるが、市と施設管理者が一定程度の協議を行ったうえで、施設管理者が使用を許可し、その後の詳細な運用等については受託者と施設管理者が行うものと捉えてよいか。	市と施設管理者は特に協議を行わないため、受託者が施設管理者と協議を行ってください。